

事件番号 平成24年(フ)第3650号

大阪市都島区東野田町二丁目8番8号

破産者 株式会社クラヴィス ※

代表者代表取締役 蔵内英人

破産手続開始等の通知書

平成24年7月5日

債権者・債務者・財産所持者・労働組合等・許認可庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部

当裁判所は、頭書破産事件について、平成24年7月5日午後5時、次のとおり破産手続開始決定をいたしましたので通知します。

1 破産手続開始決定の主文

債務者株式会社クラヴィスについて破産手続を開始する。

2 破産管財人の氏名等

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所

弁護士 小松 陽一郎

3 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し、又はその財産を交付してはならない。

4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。

※ 旧商号等 リッチ株式会社，株式会社ぷらっと，株式会社クオークローシ，株式会社タンポート，株式会社シンコウ，東和商事株式会社

注1) 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するの

に不足が生じるおそれがあると考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました（破産法31条2項）。破産債権の届出をすること自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなった場合には、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

注2) 本破産事件については、破産法31条5項により、破産債権者に対して個別の通知や債権者集会についての期日の呼び出しは行いません。今後の連絡は、官報公告あるいは破産管財人主催の本ホームページ等によりお知らせすることになります。

ホームページアドレス <http://www.clavis-kanzai.jp/>

メールアドレス information@clavis-kanzai.jp

注3) 債権者の方等については、利息制限法に基づく引き直し計算等を行った旨の報告を破産管財人から受けた後、改めて破産手続開始等の通知書を郵送します。

注4) 破産会社に対して借入金の返済を行っている方等については、上記破産管財人主催のホームページのQ&Aをご参照ください。

注5) 裁判所等からの連絡を避けて欲しいと考えられている債権者の方等は、破産管財人室のコールセンター（電話 06-6356-3386）又は上記メールアドレスへご連絡下さい。但し、この申し出の受付は本年7月20日（金）までとなっております。

注6) 株式会社フランと取引されていた方につきましては、平成16年8月に債権譲渡がなされたことにより、株式会社クラヴィス（旧商号株式会社ぶらっと）が取引当事者となる場合があります。